

健康課：国の方針として一部の検診は2年に1回でよいという方針となったので、連続した2年間の受診者数をもって受診率を出すこととなる。岩倉市では平成29年度からこのようなかたちで受診率を算出している。

委員長：No.27の年度目標については変更しないのか。

健康課：国の目標値が50%とされているが、困難であることが現状である。職場や個人で受診をしている人もいるため、子宮頸がん検診受診率の目標値を40%としているが、なかなかそこまでいかないのが現状である。

副委員長：保健センターの駐車場の解決策は何かないか。

健康課：スペースとしては検診車が2台入るので普段より駐車スペースが狭くなってしまう。今のところは市役所に停めるように案内をしている。また、駐車スペースが少ないので、できるだけ車以外でお越しいただくように案内をしている。

副委員長：近くに空いている土地はないのか。

総務部長：近くにはない。

健康課：コインパーキングはあるがそこをおすすめすることはしていない。デマンド交通等を利用してもらっている。

委員長：データとしてマイナンバーを上手く使うようになると受診率は把握できるのか。

健康課：がん検診までは情報共有の対象ではないのでできない。特定検診は共有の対象であるがそれ以外は対象ではない。

委員長：そうすると40%という数字や国の50%という数字も根拠がないということにならざるを得ないということか。

健康課：全体の状況を把握する手段がないので、正確な受診率を算出するのは難しい。

委員：お金を出せば企業で受診した人がもう一度受診することは可能なのか。

健康課：原則は職場等で受診をする機会がない方が対象なので、職場等で受診した方は原則としてできないが、相手からの申し出がなければ把握はできない。

委員：統計上はそのような方は重なって出てくるので、受診している方は2度受診しているし、そのような重なりは分からないということである。

委員：どのくらいの人が毎年受診をしているかわからないか。

健康課：名簿と照らし合わせれば調べられないということはない。

委員：民間だと個別にアナウンスをかけて2年たった人に案内すると思うが、そのような対応はしないのか。

健康課：30歳や40歳のように年齢ごとに区切った案内はしているが、受診の状況による案内はしていない。

委員：受ける必要がないと思って受けない方と受ける必要を感じて継続的に受ける人では意識が違おうと思うので、そのあたりの把握をした上で、案内の仕方を工夫したほうがよいと思う。

委員長：目標自体が厳しいものなので、アナウンスの仕方を考えていただいた方がよい

という事になると思う。マイナンバーで把握ができないとなると予防のためには使えない。日曜日に開けるとそれなりに効果があるということではいか。また、日曜日に業務を実施することについて職員の負担はどうか。

健康課：職員が交代で出るのですこまで負担というわけではない。検診をできるだけ一度に済ませることができるように工夫をしていきたい。

委員長：収納率関係の項目を一括で説明いただき、その対応についてお話をいただくこととしたい。昨年度の皆さんのご意見の中で、各課が個別に収納業務に当たっているように感じるが、収納にあたる人がこれまで以上に連携して、収納率の向上に取り組むべきではないだろうかという意見があり、委員会の総意として市長にも伝えたところである。まずは個別の取組を伺ったあと連携した取組を説明していただく。

担当課長から資料に基づき下記について説明があった。

市民窓口課長から

7 後期高齢者医療保険料の収納率の向上

税務課長から

8 市税の収納率の向

長寿介護課長から

9 介護保険料の収納率の向上

上下水道課長から

24 上水道事業の健全経営

学校教育課長から

10 給食費の収納率の向上

子育て支援課長から

11 保育料の収納率の向上

12 放課後児童健全育成手数料の収納率の向上

副委員長：No.11 で保育料の改定の指摘事項が昨年度あったと思うが、その検討結果について説明してほしい。

子育て支援課：大きくは検討ができていない。無償化というところが入ってきたところもある。1号認定と言われている部分の改正等は行ったが、根本的に保育料を上げていくという議論はできていないのが現状である。

委員長：制度改正があるので様子を見ているというのが正直なところであるか。

子育て支援課：岩倉市の保育料が近隣自治体より安いことについてもなかなか踏み込めない要因である。

税務課：(収納率について別資料で説明)

委員長：収納率向上推進委員会として組織化し直したということだと思う。それぞれの

部署がそれぞれで工夫をして収納率を上げているという状況でノウハウの共有が始まった段階と思われる。例えば市税の滞納をしている人が給食費を払っていないというケースであるとか、個人情報の絡みはあるが比較検討をしていかないと収納率は上がらないのではないかという問題意識があったと思うが、そのあたりはどうか。

税務課：個人情報の問題の整理が難しいので、例えばリストを出し合うということは難しい。

委員長：絶対にできないことなのか。

税務課：まず水道は難しい。まず収納率を上げようとしたときに滞納をしてしまった人の対策よりも滞納させない対策の方が効果的であると考えている。そうするとそれぞれで対象者が異なってくるので各々で対策をしたほうが有効である。滞納となった時に重複しているものをどうするかということとを昨年ご意見としていただいたところであるが、どうするかというところは残念ながら決まっていない。滞納者が少ないところからひとつずつケース検討していきたい。

委員：これまでの話だと重複しているケースは各課が催促しているということか。例えば督促状を発送する場合、もらう人は5通もらっているということはあるのか。それは違った意味で無駄なことではないか。封書代でも5通出すか1通出すかで違うと思われる。個人情報にネックだと思うが、今回出していただいた資料で分かりやすくなったのは収納率がそれぞれダイレクトに分かりやすくなった。例えば介護保険料の94人が85人になって81人になったとなるとある程度徴収の効果は出ていると思うし、その人が重複しているのか、要は3年間同じ人に督促状を送っていないかそれは新規の人なのか、それを解析すれば違った手段が出てくるように思う。学校給食費や保育料で見れば99%とかでも1人2人であるなら収納率が上がった下がったというのは問題点が違う話であると思う。今ターゲットとしている1人の人から取るか取らないかの話で収納率の目標が出ているのなら、もう少し違った目標が出るべきではないか。この人をどうするかという論点が変わる。岩倉は人口が4万7千人くらいしかいないので、ある程度数字も人も絞れるので、個人情報と言いながら委員会の中で検討できるのではないか。

税務課：不納欠損は様々な理由でもう請求することができないものである。滞納者の数は不納欠損よりも多いというのが前提である。給食費より下は収納率の問題ではないと考える。水道料金については民間企業と同じようなものということで情報共有が難しく委員会の中で一緒に考えることも難しいので個別のケース検討をせざるを得ない。

委員：人数が少ないところは重複しているかどうかわかるのでないか。

税務課：人数が少なければざっと見ればわかるし、そのあたりは連携ができれば良いと考える。人が少ないところから税務に相談があれば情報交換はできると思う。

委員：滞納者が多いと抽出作業が難しいのか。

税務課：難しい。

委員：それこそロボットのプログラムでできるのではないか。

税務課：その人が滞納者であるという情報をあまり関係のない職員に渡すことは難しい。岩倉市は小さいので名前を見ればわかるということもある。

委員長：職員としてどこまで知って良いのかという事だと思う。何故縦割りかというところ1か所で個人情報を管理をしていると一度に盗まれてしまうということもあるので、各課が個別管理することで非効率に見えるが個人情報は守られるという事は重要である。守秘義務がある中でケース検討の中で多く情報がある税務課が問い合わせに答えるくらいの連携はできるのではということである。AI でできれば一番早い。

委員：個人情報を知られたくないのであれば、その部分をプログラムで置き換えて抽出すればいいのではないか。

副委員長：ここではそこまで検討できないのではないか。

委員：滞納情報の共有は本当に払えない人の抽出にもなるが、生活保護が必要な人の抽出にも繋がる。

委員：払えない人へのフォローアップは何かしているのか。

税務課：払えない人も理由が色々あるし、接触できない人もいる。生活に困窮していれば執行停止ということもできる。まずはお会いして財産調査して払える人には請求をし、困窮している人は福祉課への案内を行っている。

委員長：払えないほどの困窮なら生活保護に回すということもしている。会えないということが大きな問題なのか。

税務課：手紙を送付しても接触できない人もいる。

委員長：他の部署で接触できているという事もあり得るのではないか。

税務課：可能性としてはあると思う。

委員長：個人情報やシステム上の問題はありますが、税務課に相談に来た時に情報の共有が図られるような仕組の検討は必要ではないかという意見としたい。

副委員長：不納欠損は少なくなってきた。この額を上げれば収納率は高くなるがそのバランスは難しい。大半は行方不明なのであろうと思う。不納欠損で今回は6,800万円、ふるさと納税の差し引きで税の減額分は3,000万円減額となっている。市の負担となるこの1億円を少なくすることを市全体として考えてほしい。不納欠損は0にはならないと思うが、これを挽回するための方策を検討してほしい。

総務部長：行革の時代に収納率100%が当たり前ではないかと言う話もあったが現実には難しい。しかし100%に近づける努力は必要だと思うし、できる方法を他市も参考としながら可能な限り収納率を上げ、それ以前に滞納に回さない努力をしたい。

副委員長：委員会で問題を共有してくれることを期待している。

委員：市税と健康保険税の地域別というデータはあるのか。

税務課：地域別というデータはない。

委員：滞納の方については持ち家は少ないと思うが、そのあたりもわからないか。

税務課：わからない。

副委員長：市をブロックに分けて担当者を分けて収納するという事はやってないか。

委員：どこが多いということ把握することはまちづくり将来像にも関わる。

委員長：高齢の方が多くなれば高齢者の生活保護というケースも増えるので、その意味では年齢の方が関係をしてくるのではないか。戸建てと賃貸という居住空間別で言うと、賃貸は一人暮らしの高齢者の方は入居しづらいので、その意味では戸建てで一人暮らしの高齢者がこれから増えてくれば、その分布が滞納の予備軍となるといえる可能性はある。今の段階ではどのように分布をしているかはオープンにはできない。

委員長：資料の 23 ページで近隣の収納率を示しているが、犬山市の介護保険料や国民健康保険税の収納率が高いのはなぜかというのも他市とも情報交換しているのか。

長寿介護：情報を見て有効な方法はないかという分析はしている。

委員長：次の委員会でそういった情報を出すということもありではないかなと思う。

副委員長：今回、公売が無かったのは物件がなかったということか。

税務課：公売できるようなものが今回はなかった。

副委員長：差し押さえで多いものは何か。

税務課：圧倒的に多いのは預金である。

委員：収納率は毎年同じデータなのか。

委員長：項目としては同じである

委員：100%を維持した項目は3年間免除して他の収納に力を回すことはできないか。

総務部長：行政経営プランの中で進捗を確認するという意味もある。市民の中の公平性を確認していく必要はある。

委員：保育料と税とでは性質が違うと思う。

委員：学校給食費や保育料は件数も少ないが、卒業したあとに徴収できているのか。

子育て支援課：年に2回の臨戸徴収で納めてくれる方もいれば不在の方もいる。努力をしているが一定の効果はある。

委員：時期は意図しているのか。

子育て支援課：5月は出納整理期間であって他市も同じである。冬はボーナスなどの金銭的なことも見ながらという事である。

委員長：100%に近づけるか努力しているか分かったが、さらにケース検討に踏み込むようなかたちで検討をしていただきたい。

税務課長から資料に基づき下記について説明があった。

14 クレジットカード収納の実施

委員長：乗り遅れずにやっていくしかない。近隣で先行して実施をしているところはあるか。

税務課：一宮市で実施している。愛知県内では12の自治体で実施している。

委員：キャッシュレス決済を実施している自治体は。

税務課：名古屋市と豊橋市で実施している。

委員：収納手数料との関係はどのようなものであるか。

税務課：クレジット収納の場合、自治体の負担は 50 円から 100 円程度というところでほとんど一律である。

委員：人件費のことを考えるとメリットはあるのか。

税務課：行政側としては口座振替の方がありがたい。ただし口座振替ができる金融機関が限られており、若い人だとネットバンキングしかないことも考えると、クレジットやモバイル決済も考えなければならないと思う。

委員長：窓口に行くのが手間ということもあると思うが、滞納する人は何があってもやらないと思う。

税務課：収納率の向上には基本的にはつながらない。納税する方の利便性の向上ということだと思う。

委員：それが原因で平成 30 年度の実施効果のところでは予算が付かなかったとなっているのか。

税務課：その理由もある。口座振替の収納率が落ちるという事もある。

委員長：キャッシュレス決済のメリットはポイントか。

税務課：アプリによる。クレジット決済よりもスマホの決済の方が手数料が安い傾向があるが今はキャンペーンが多くやっているのを見極めているところである。

委員：項目の挙げ方としては、歳入確保の強化という観点から、収納率の向上に寄与しないので予算化に至るまでのハードルが高いということであったが。

委員長：市民サービスの向上ではないかと思われる。

上下水道課長から資料に基づき下記について説明があった。

25 下水道事業の健全経営

39 計画的な基幹管路の耐震化

委員長：昨年度は公営企業会計に移行することで受益者負担金について影響を及ぼすことが想定されるので慎重に扱うこととしていたが、現在の状況は。

上下水道課：受益者負担金は工事費に対する割合で決まる。岩倉市はどの地域も㎡当たり 450 円となっている。企業会計に移行しても工事費が上がる訳ではないので直接の影響はない。

委員長：岩倉市の㎡あたりの単価は低いのか。

上下水道課：近隣の市町と比較すると若干低めである。おおよそ工事費の 5%程度となっている。

副委員長：会計を移行したことによるメリットはどうか。

上下水道課：来年度に決算を行った結果を見てからの話となる。今年度は間違いのないように正しい処理を行う。

副委員長：移行費用はどれほどかかったのか。

上下水道課：平成 28 年度と平成 29、30 年度の継続事業で委託を行った。2,500 万円くらいの委託料がかかった。

委員長：それによって来年度は使用料の原価が出てくると思う。それによって使用料や負担金を見直す根拠となるのか。

上下水道課：維持管理にかかる費用と建設にかかる費用を分けて会計処理を行うこととなるので、検討材料になると思う。

総務部長：受益者負担金は建設に、使用料は維持管理費にかかる。今までは一応は科目を分けてはいたが、減価償却で適正な価値の把握ができるし、維持管理としての収支が把握できる。それによって使用料や受益者負担の見直しの材料になり得るが、実際に見直すとかなりの高額になると思われるのが実情である。受益者負担金の平米単価については平成 7 年度に近隣とのバランスも考えて単価設定を行ったものである。それ以降に工事費も上がっているので負担金も改めて計算すれば上がるのではと思われる。五条川の左岸と右岸でも変わってくるが、市民の方がたまたま住んでいる地域で負担金が変わってしまうのかという話にもなるので、そういったところにも配慮が必要と考える。

委員：公共施設再配置計画における上下水道の位置づけは。

総務部長：再配置では下水道は見えていない。

委員：上水施設等も関係ないということか。

総務部長：含まれていない。あくまで建築物が対象となる

委員長：管路の布設替えにもかなり費用がかかると思うが。

上下水道課：水道ビジョンによると工事費が毎年 1 億 2,000 万円となっている。計画では令和 13 年度までに耐震化率 100%としている。

委員長：あくまで基幹管路においてではないか。

上下水道課：全体の管路となると延長が長いので、50 年以上かかると思われる。

副委員長：簡水から移行したことによる事故等の影響はあるか。

上下水道課：具体的な数はわからないが、未だに残っている管をどかしてほしいという要望は時々ある。

委員：名古屋江南線の工事が遅れているが、来年度以降の目標の見通しは変わってくるのか。

上下水道課：来年度は今年度できなかつたところを中心に実施していく。ただし事業費の中でやれるかというところはどうしても予定通りはいかないことも考えられる。

委員：できなかつたものは次年度以降に実施するということか。

上下水道課：そのようになる。

都市整備課長から資料に基づき下記について説明があった。

52 民間住宅の耐震化の促進

委員長：年1%増加とは何件くらいになるのか。

都市整備課：150件くらい。新築を含めた数字である。

委員：取り壊しの取組は今も行っているのか。

都市整備課：耐震基準を満たさない建物の解体の補助金はある。空き家の解体の補助金もある。木造住宅の解体補助の上限が40万円で、市単独の上乗せで20万円の補助を行っている。

委員：固定資産税収入という面からも取り壊しを進めるほうがよいと思われる。もっと解体にお金を積んででも促進させた方が効果は高いのではないかと考える。

都市整備課：補助の割合を変えていくことも必要と考えている。

委員：まちづくりの観点からも建て直しが進まない若い世代が入ってこないと思う。

耐震化の流れの中で、住民との紐づけがされていないものとの関係はどのようなか。

都市整備課：居住実態があつて解体補助となる。空き家の取り壊しも上限60万円でやっている。

委員長：岩倉市でも空き家は多いのか。

都市整備課：実態調査を行った結果、特定空き家候補は7件であった。所有者とは連絡は取れていて、残りはあと1件まで減ってきている。

委員：その7件は倒壊などで道路の通行に支障がでる恐れのあるものも含むのか。

都市整備課：そのとおりである。ただし代執行で解体するというレベルのものではない。

委員長：150件のうち新築はどのくらいあるのか。

都市整備課：平成27年度からは1件2件だったが昨年は7件くらいあった。地震が起きれば件数が上がる。無料診断は44件だが、そこから耐震改修に繋がったのがそれくらいである。

委員：補助金は紐づきのものなのか。

都市整備課：国も県もそのとおりである。上乗せについては市が単独で実施している。

委員：余剰分の繰越や翌年度にさらに上乗せをすることはできないか。

都市整備課：年度による公平性の観点から難しい。

委員：耐震改修をしても市税に繋がらないからあまりうれしくないのではないか。

総務部長：若い世代という話もあったが、三世代の補助金もあるので、取り壊しからそうしたことにつなげることもできる。

委員長：耐震シェルターはやっていないのか。

都市整備課：市内に耐震シェルターを作っているところはあるが、岩倉市においては1件もない。費用的には数10万円という金額でできる。防災訓練で実物展示もした。

委員長：三重県も耐震対策は進めていてシェルターの話も出てくるが、使用実績はないと聞いている。

都市整備課：私見だがその後の避難に繋がらないからではないかと思われる。

企業立地推進室長から資料に基づき下記について説明があった。

18 新たな企業誘致による市税収入の増

委員長：奨励金の要件を満たしているのが2件であって、それ以外に川井野寄地区では造成の目途が付いたということか。最終的には何件ぐらいを期待しているのか。

企業立地推進室：約7haを企業に売るので、企業のニーズを把握しながら何社というのを決めていくので具体的に何社と言うのはない。

委員：岩倉市では環境面で生物多様性を謳っているのですが、市としても街路樹等についても検討して企業と共同して進めていただければと思う。

委員：まちの将来像についてはどのように考えているか。公共施設再配置計画でお金が足りないことが示される中で、例えば人件費を削るとすることも手だと思う。URに撤退してもらえば扶助費が増える要因も抑えられると思うし都市人口の入れ替わりが大切と考える。URの役目は終わっているし今後は岩倉市にとって負債にしかならないのではないのか。行政としてまちの将来像をどのように考えているのか。

総務部長：市の最上位計画の総合計画では、将来都市像は健康で明るい緑の文化都市としており、まちの特性を生かしながらまちづくりを進めるとしている。現在第5次計画の策定に着手している。岩倉団地に関して言えば、具体的にURもどうしていくか示しているところであり、岩倉団地に関して言えば現状のまま維持するとのことである。持続的なまちづくりと言う点で言えば世代循環という事もあるし、子育て政策も重点的に行うということもある。ただし具体的にURと話が進んでいるわけではない。学生に入ってもらったという例もあるが、岩倉市の中でも団地や旧市街地をハード面も含めてどのようにまちづくりをするのか考えていかなければならないが、実際には難しい話である。

委員長：高齢化してしまった団地であればあるほど、介護や生保が必要な人が増える傾向にある。あえて若い学生と一緒に住まわせて介護をしてもらうという取組もあるが、そもそも建物をクリアしようというのは何らかのかたちで必要だが今の日本では難しいと思う。

委員：今のうちに方向性を作らないと首を絞めることになる。扶助費が一番大きな問題だと思う。扶助費を減らすのであればURに半分でもどいてもらうのも手ではないか。国や県に働きかける必要もあると思う。

総務部長：岩倉市だけでの問題でなく日本全体の問題でもあると思う。

委員：自治体としてURとどう考えるかということと言いたかった。

委員長：老朽化した施設をどうするかということは考えていかなければならない。

委員：抜本的なことをどこに落とし込むのかということもある。

総務部長：これまでも行政改革の中で職員を減らしてきているが、ここからさらに人件費を1割減らすとなると行政サービスを提供できるかということもあり難しいと考える。行政経営プランは、いろいろな計画がある中の1計画であって。この計画に全て

が盛り込まれているわけではない。行政経営という観点から見たものであって、これだけで全ての結論を出そうとは考えていない。

委員長：委員のいうことも危機意識としては分かる。扶助費が増えるという事もあるがそれを抑えるためにどうするのかというと、様々な仕組を考えていくしかないのではないかと考える。ただ、そうするために近隣のコミュニティが壊れてしまっているのが大きな課題と考える。

商工農政課長から資料に基づき下記について説明があった。

48 消費生活相談体制の充実

委員長：平成 29 年度に設置しなければならなかったのか。

商工農政課：平成 29 年度までに設置しなければならなかった。

委員長：実績の区分は県に報告する際の区分か。

商工農政課：そのとおりである。

委員：107 件に対して解決した事例はどのくらいあるのか。

商工農政課：相談員だけで解決できないようなときは、より専門性の高い弁護士等になく時もある。それ以外のものについてはセンターの中で話を聞いて関係するところと連絡を取りながら解決をしている。

委員：107 件の中でどれだけ解決したかを聞いている。

商工農政課：年度を超えてしまうものもあるが、基本的にはすべて解決している。センターの中で解決できないものは弁護士に繋ぎ、そちらで解決に向けて動いている。

委員：解決とは弁護士や県のセンターに送ったから解決というのではなく、問題が解消したかということである。

商工農政課：例えば架空請求のハガキであれば無視してくださいというので解決となる。実際に弁護士や県に繋ぐものはほとんどないが、繋いだものについてはその後の追跡が難しい。すべての状況に対してその後の状況が報告されるものではない。

委員長：相談員としてはケースとして知っておくのは重要ではないか。

商工農政課：全国の事案を登録していてその経過が見られるかたちにはなっている。研修への参加で事例について学んでもらっている。

委員：追跡ができるものできないものの違いは何か。

商工農政課：ここに聞いた方が良いという紹介をするなどの橋渡しをしているが、その後の経過はなかなか聞けるものではない。

委員長：相談しているのは岩倉市民なので、どういったケースの場合にどうやって解決されたのかという結果は欲しいと思う。

委員：相談員の質を高めるということを考えるとそういう体制を作るべきである。今の状態では窓口業務である。

商工農政課：そういった意味では他の機関に回すものは少ない。基本的には関係機関と

連携しながら岩倉のセンターで解決をしており、特殊なケースに関しては外部の機関にお願いをしているものもある。

委員：開いてるのは200日でその中で100件だが近隣と比較して多いのか。

商工農政課：近隣との比較では同じくらいである。一定数相談される方がいるという状況である。市内だと知っている方がいるので他市や県に相談するケースもある。

委員：架空請求に対してセンターからその番号に電話をかけることもあるのか。

商工農政課：ケースによってはかけることもある。

委員：行政から電話をかけることで住民に対して予防に繋がらないか。

商工農政課：持ってきていただいたハガキをホームページに掲載するなどの情報提供はしている。

委員：こういうことやるとすぐ通報されるという体制を作ることもひとつの予防策ではないか。

委員長：解決の捉え方が違って、そういう業者をなくすことが解決ではないかという事である。

商工農政課：警察とも情報共有はしている。センターとしてどこまで動くかということもあるが。

委員長：消費生活相談の一番の存在意義は市役所に相談窓口があるということであるし、市役所の人が言ってくれるということが一人暮らしのお年寄りには心強いものである。

商工農政課：消費生活相談は消費者が自分で自分を守るための力をつけるための手助けをするという考え方もある。

委員長：捜査機関ではないということもあると思う。こういう窓口があるということの知らせ方は考えるべきある。そこに来ることができない人をどうするかという問題もあるが、そういった相談はないか。

商工農政課：相談はある。民生委員や社会福祉協議会にも情報を流している。

委員長：相談員が家を訪問することはないのか。

商工農政課：相談員の人数が少なく、他市と掛け持ちでやっている場合もあるので現状では難しい。

維持管理課長から資料に基づき下記について説明があった。

38 排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理

副委員長：排水機場の目的は何か。

維持管理課：主な目的は湛水防除である。昨今は市の雨水排水計画にも対策施設として計上されている。

副委員長：そういった意味では実際に稼働したことはあるのか。

維持管理課：イレギュラーに動かしたことは過去にはあると聞いている。現状では頻繁

に稼働できる状況になく、最近になって更新計画が立ち上がってきたこともあり、稼働体制の強化をしているところである。しかし稼働することができる環境が限られており、五条川の水位が高いと排水規制がかかるし、川の水位が低くて内水が高くて排水ができない。将来的には河川の改修が進んで流下能力が上がれば稼働できる環境も増えるだろうと考えている。

副委員長：そのようになるのは30年後50年後かではないか。設備投資はしても補助金は100%は出ないのではないか。

維持管理課：最近の県の説明では、待合橋までの整備は30年かかると思われる。ここ数年で春日にある堰の撤去が決まったのでそれによって流下能力が高まるとこちらにも好影響が期待できると思う。五条川の上流の他の川の改修も進むことで五条川への流入が減れば稼働できる機会も増えると思われる。稼働する環境というのは少ないが、市民の生命や財産を守る施設なのでなくしてしまうのは難しいということで更新をするという選択とした。

副委員長：1基を改修するのにどのくらいかかるのか。

維持管理課：概算では大市場排水機場で20億円以上かかる。そのうち市の負担は13%くらいである。

副委員長：それだけの投資をして一度も使わないという事は考えるべきである。今後は企業立地による統廃合で川井は減るのか

維持管理課：2流域分をまとめる用地ができればそうしたいと考えている。

会計課長から資料に基づき下記について説明があった。

20 支給物品等の消耗品購入費の削減

委員：民間企業でもこの点はかなり締めているところである。

委員長：ペーパーレス化で決裁や伝票を減らすなど、電子決裁を導入してだいぶ減らしてきている。

事務局：電子決裁を導入して1年となるが大きな混乱はない。印刷枚数は大きく減ったがカラー印刷が増えたことでコストは上がっている。外注していたものを庁内で印刷することも増えたので、思うように減っていない。

委員：ミスプリントの廃棄率は把握しているのか。

会計課：ミスプリントを集めて裏紙として使用することは奨励しているが、どこまでできていいるかは把握していない。溶解すべきものをミスプリントするとそのまま使えないし把握のしようがない。

委員：廃棄に出す際のボリュームを管理することはできないか。

会計課：難しいところである。

総務部長：ミスプリントを裏紙として使うことは奨励しているが、職員個々の意識によるところもある。2in1については実績を把握できるし奨励もしている。

副委員長：職員の意識の問題だと思う。電子決裁でいかに通常使う紙を減らすかということであると思う。

委員長：指示事項で職員一人当たりの支給物品の費用を出してもらった。これにコピーの枚数を上乘せすることはできないか。

会計課：担当課がどれだけ使ったかは把握できない。

委員長：何らかのかたちで職員の意識向上に繋げることができないかと考える。

委員：資料1つでも作るまでにかなり印刷する。そこをどう減らすかは個人の力量と納得の問題だと考える。

副委員長：紙の支給も個人にしてはどうか。

委員：安いので個人で持ってきてしまうということもあり管理しづらくなってしまう。

委員長：個人の意識として啓発は必要である。

(12時23分終了)